

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和2年6月25日(2020.6.25)

【公表番号】特表2018-519596(P2018-519596A)

【公表日】平成30年7月19日(2018.7.19)

【年通号数】公開・登録公報2018-027

【出願番号】特願2017-565768(P2017-565768)

【国際特許分類】

G 06 F 21/56 (2013.01)

G 06 F 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 21/56 350

G 06 F 13/00 530 A

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月12日(2020.5.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

コンピュータにより実施される方法であって：

暗号化された通信チャネルを用いてネットワークから特定のアプリケーションのダウンロード記述情報を受信するステップであって、前記ダウンロード記述情報は、前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージを取得できるネットワークアドレスを特定するダウンロードアドレス情報を含み、前記ダウンロード記述情報に基づいて、前記特定されるネットワークアドレスに対して暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを開く、前記受信するステップと；

前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージを、前記ダウンロードアドレス情報で特定される前記ネットワークアドレスからダウンロードするステップであって、前記アプリケーションパッケージは、前記暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを用いてダウンロードされる、前記ダウンロードするステップと；を備える、

コンピュータ実装方法。

【請求項2】

前記ダウンロード記述情報は、ダウンロード検証情報を含み、

前記アプリケーションパッケージをダウンロードする前記ステップの後、前記ダウンロード検証情報に従い、前記アプリケーションパッケージを検証するステップ；を更に備える、

請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項3】

前記アプリケーションパッケージは、第1のアプリケーションパッケージであり、

前記第1のアプリケーションパッケージの検証が失敗したと判断するステップと；

前記第1のアプリケーションパッケージの検証が失敗したと判断する前記ステップに応じて、前記ダウンロード記述情報で特定される前記ネットワークアドレスから、前記特定のアプリケーションに関連する第2のアプリケーションパッケージをダウンロードするステップであって、前記第2のアプリケーションパッケージは、暗号化された通信チャネル

を用いてダウンロードされる、前記ダウンロードするステップと；を更に備える、  
請求項 2 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 4】

前記ダウンロード記述情報を受信する前記ステップは：  
安全なチャネルを用いて、ダウンロード指示に対応するアプリケーションのユーザからのダウンロード指示に応じて、前記ダウンロード記述情報を検索するステップ；を含む、  
請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 5】

ダウンロード条件に対応する前記アプリケーションのダウンロード記述情報を局地的(ローカル)に記憶するステップと；

前記ダウンロード条件が満たされると、局地的に記憶されたダウンロードアドレス情報で特定されるネットワークアドレスから、前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージをダウンロードするステップであって、前記アプリケーションパッケージは、暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを用いてダウンロードされる、前記ダウンロードするステップと；を更に備える、

請求項 4 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 6】

前記ダウンロード条件は、アプリケーションダウンロードツールがイネーブル化されているとき、アプリケーションがイネーブル化されているとき、又は、サーバからの同期要求が受信されているとき、のうちの 1 つ又は複数を含む、

請求項 5 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 7】

前記特定のアプリケーションは、予め構成されたアプリケーションを備え、  
前記予め構成されたアプリケーションは、一般向けのアプリケーション及びユーザが構成したアプリケーションのうちの少なくとも 1 つを備える、

請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 8】

操作を実行するためにコンピュータシステムによって実行可能な 1 つ又は複数の命令を格納する非一時的なコンピュータ可読媒体であって、

前記操作は：

暗号化された通信チャネルを用いてネットワークから特定のアプリケーションのダウンロード記述情報を受信する操作であって、前記ダウンロード記述情報は、前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージを取得できるネットワークアドレスを特定するダウンロードアドレス情報を含み、前記ダウンロード記述情報に基づいて、前記特定されるネットワークアドレスに対して暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを開く、前記受信する操作と；

前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージを、前記ダウンロードアドレス情報で特定される前記ネットワークアドレスからダウンロードする操作であって、前記アプリケーションパッケージは、前記暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを用いてダウンロードされる、前記ダウンロードする操作と；を備える、

非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 9】

前記ダウンロード記述情報は、ダウンロード検証情報を含み、  
前記アプリケーションパッケージをダウンロードする前記操作の後、前記ダウンロード検証情報に従い、前記アプリケーションパッケージを検証する操作；を更に備える、

請求項 8 に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

【請求項 10】

前記アプリケーションパッケージは、第 1 のアプリケーションパッケージであり、  
前記第 1 のアプリケーションパッケージの検証が失敗したと判断する操作と；

前記第1のアプリケーションパッケージの検証が失敗したと判断する前記操作に応じて、前記ダウンロード記述情報で特定される前記ネットワークアドレスから、前記特定のアプリケーションに関連する第2のアプリケーションパッケージをダウンロードする操作であって、前記第2のアプリケーションパッケージは、暗号化された通信チャネルを用いてダウンロードされる、前記ダウンロードする操作と；を更に備える、

請求項9に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

**【請求項11】**

前記ダウンロード記述情報を受信する前記操作は：

安全なチャネルを用いて、ダウンロード指示に対応するアプリケーションのユーザからのダウンロード指示に応じて、前記ダウンロード記述情報を検索する操作；を含む、

請求項8に記載の非一時的コンピュータ可読媒体。

**【請求項12】**

ダウンロード条件に対応する前記アプリケーションのダウンロード記述情報を局地的に記憶する操作と；

前記ダウンロード条件が満たされると、局地的に記憶されたダウンロードアドレス情報で特定されるネットワークアドレスから、前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージをダウンロードする操作であって、前記アプリケーションパッケージは、暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを用いてダウンロードされる、前記ダウンロードする操作と；を更に備える、

請求項11に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

**【請求項13】**

前記ダウンロード条件は、アプリケーションダウンロードツールがイネーブル化されているとき、アプリケーションがイネーブル化されているとき、又は、サーバからの同期要求が受信されているとき、のうちの1つ又は複数を含む、

請求項12に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

**【請求項14】**

前記特定のアプリケーションは、予め構成されたアプリケーションを備え、

前記予め構成されたアプリケーションは、一般向けのアプリケーション及びユーザが構成したアプリケーションのうちの少なくとも1つを備える、

請求項8に記載の非一時的なコンピュータ可読媒体。

**【請求項15】**

コンピュータ実装システムであって、

1台又は複数台のコンピューと；

1台又は複数台のコンピュータと相互運用可能に接続され、1台又は複数台のコンピュータで実行されると、1つ又は複数の操作を実行する1つ又は複数の命令を格納する有形の非一時的なマシン可読媒体を有する1つ又は複数のコンピューターメモリデバイスと；を備え、

前記操作は：

暗号化された通信チャネルを用いてネットワークから特定のアプリケーションのダウンロード記述情報を受信する操作であって、前記ダウンロード記述情報は、前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージを取得できるネットワークアドレスを特定するダウンロードアドレス情報を含み、前記ダウンロード記述情報に基づいて、前記特定されるネットワークアドレスに対して暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを開く、前記受信する操作と；

前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージを、前記ダウンロードアドレス情報で特定される前記ネットワークアドレスからダウンロードする操作であって、前記アプリケーションパッケージは、前記暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを用いてダウンロードされる、前記ダウンロードする操作と；を備える、

コンピュータ実装システム。

**【請求項 16】**

前記ダウンロード記述情報は、ダウンロード検証情報を含み、

前記アプリケーションパッケージをダウンロードする前記操作の後、前記ダウンロード検証情報に従い、前記アプリケーションパッケージを検証する操作；を更に備える、

請求項 15 に記載のコンピュータ実装システム。

**【請求項 17】**

前記アプリケーションパッケージは、第 1 のアプリケーションパッケージであり、

前記第 1 のアプリケーションパッケージの検証が失敗したと判断する操作と；

前記第 1 のアプリケーションパッケージの検証が失敗したと判断する前記操作に応じて、前記ダウンロード記述情報で特定される前記ネットワークアドレスから、前記特定のアプリケーションに関連する第 2 のアプリケーションパッケージをダウンロードする操作であって、前記第 2 のアプリケーションパッケージは、暗号化された通信チャネルを用いてダウンロードされる、前記ダウンロードする操作と；を更に備える、

請求項 16 に記載のコンピュータ実装システム。

**【請求項 18】**

前記ダウンロード記述情報を受信する前記操作は：

安全なチャネルを用いて、ダウンロード指示に対応するアプリケーションのユーザからのダウンロード指示に応じて、前記ダウンロード記述情報を検索する操作；を含む、

請求項 15 に記載のコンピュータ実装システム。

**【請求項 19】**

ダウンロード条件に対応する前記アプリケーションのダウンロード記述情報を局地的に記憶する操作と；

前記ダウンロード条件が満たされると、局地的に記憶されたダウンロードアドレス情報で特定されるネットワークアドレスから、前記特定のアプリケーションに関連するアプリケーションパッケージをダウンロードする操作であって、前記アプリケーションパッケージは、暗号化されていない及びエンコード化されていない通信チャネルを用いてダウンロードされる、前記ダウンロードする操作と；を更に備える、

請求項 18 に記載のコンピュータ実装システム。

**【請求項 20】**

前記ダウンロード条件は、アプリケーションダウンロードツールがイネーブル化されているとき、アプリケーションがイネーブル化されているとき、又は、サーバからの同期要求が受信されているとき、のうちの 1 つ又は複数を含む、

請求項 19 に記載のコンピュータ実装システム。